

放送大学学園契約監視委員会規程

平成22年9月13日

放送大学学園規程第1号

(設置)

第1条 放送大学学園（以下「学園」という。）に、競争性のない随意契約の見直し並びに一般競争契約等の入札及び契約手続の適正性についての点検・見直しを行うため、放送大学学園契約監視委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の業務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 学園が締結した契約（少額随意契約を除く。以下同じ）における契約状況の点検・見直し
- 二 委員会が特に必要と認める契約の仕様書の妥当性並びに入札及び契約手続の適正性の検証
- 三 契約予定の案件に対する指導・助言
- 四 その他委員会が必要と認める業務

(組織及び任期)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 監事
- 二 外部有識者 1人以上
- 3 前項第2号の委員は、理事長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の氏名及び職業は、公表する。

(委員長)

第4条 委員会には委員長を置き、委員の互選により決定する。

- 2 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、原則として年1回以上開催する。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、その会議を開くことができない。
- 3 会議は、議事の概要を作成し、これを公表する。

(意見の具申又は勧告)

第6条 委員会は、会議の結果、契約に係る経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、理事長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、第2条各号に掲げる業務で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

(事務)

第8条 委員会の事務は、財務部経理課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成22年9月13日から施行する。